

〔 eco スマ EV チャージスポット利用規約 〕

オンデマンド版

日本電力株式会社

内容

第1条（目的）	2
第2条（定義）	2
第3条（EV 契約の有効期間と終了）	3
第4条（EV 契約の解除）	3
第5条（EV 契約の中途解約）	3
第6条（会員登録の申し込みと会員契約の成立）	4
第7条（会員契約の有効期間）	4
第8条（会員契約の解除）	4
第9条（会員契約の中途解約）	5
第10条（会員登録内容の変更）	5
第11条（利用料金）	5
第12条（本サービスの利用制限と一時停止）	6
第13条（EV 区画の使用）	6
第14条（本サービス利用上の注意と禁止行為）	7
第15条（資産区分と維持管理）	7
第16条（不可抗力と免責）	8
第17条（本規約の変更、追加、廃止）	8
第18条（専属的合意管轄）	8

第1条（目的）

Eco スマ EV チャージスポット利用規約（以下、「本規約」という。）は、日本電力株式会社（以下、「当社」という。）が、提供する EV 充電サービス：「eco スマ EV チャージスポット」（以下、「本サービス」という。）に適用する各種条件を定めたものである。

第2条（定義）

1. 「EV」

車載蓄電池に充電を行うことができ、電気を動力とする電気自動車全般（プラグインハイブリッドを含む）をいい、本サービス利用時にあたって申告があった車両をいう。

2. 「EV 充電器」

EV 区画に設置もしくは設置予定としている、当社指定の普通充電器（ケーブル無しコンセント型）をいう。

3. 「EV 区画」

EV 充電器を設置もしくは設置予定としている、本物件敷地内の平面駐車区画をいう。尚、来客用駐車場等の共用利用を想定した平面駐車区画については含まない。

4. 「eco スマ EV チャージスポット導入に関する契約書（以下、「EV 契約」という。）」

本物件管理組合と当社の間で締結する、本サービスの運営・料金請求・保守の実施を目的とする契約。本物件引き渡し以降は、売主の立場は本物件管理組合に継承される。

5. 「本物件」

当社の電力提供サービスを採用している物件で、EV 契約を締結し、本サービスを提供する集合住宅をいう。

6. 「会員」

EV 契約を締結した管理組合に所属する区分所有者の内、本規約の手続きを経て、当社が入会を認めた者をいう。尚、本物件の賃借権に付帯して本物件の駐車場の利用の権利を有する者に関しては、会員への申し込みにあたって賃貸人の許可を得ることとする。

7. 「eco スマ EV チャージスポット利用会員契約（以下、「会員契約」という。）」

お客さまが本規約の手続きに基づいて会員となることにより、当社との間に成立する契約をいう。

8. 「本サービス」

管理組合と当社の間において EV 契約を締結し、当社が入会を承認した会員に対し、EV 契約・会員契約・本規約に基づき、EV への電気を供給するサービスをいう。

第3条（EV 契約の有効期間と終了）

1. EV 契約の有効期限は本物件の引き渡し日（共用部使用開始）を起算日として、15 年間が経過した日までとする。
2. 契約満了月の6ヶ月前までに、管理組合または当社いずれからも、当社所定の契約終了申出書の提出がない限り、契約期間は2年毎の自動延長となる。
3. 当社が別途提供する「電力提供サービス」が終了する場合は、本サービスも終了する。
4. 契約期間満了により EV 契約が終了した場合、管理組合及び当社、双方協議の上、EV 充電器及びその他電気設備等の譲渡、撤去（処分）にかかる方法を決定する。

第4条（EV 契約の解除）

1. 当社は、次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく EV 契約を解除することができるものとする。
 - (1) 管理組合または会員が、本規約に違反したとき。
 - (2) 会員が、利用料金、その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。
 - (3) 管理組合または会員が、充電器等の当社資産を破壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
 - (4) 管理組合が、破産、民事再生の法的手続申し立てを受けたとき。
 - (5) 管理組合が、仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
 - (6) 管理組合または会員が、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 管理組合は、本条第1項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。
3. 本条の定めに基づいて、EV 契約が解除されたことによって、管理組合に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとする。

第5条（EV 契約の中途解約）

1. 管理組合からの申し出により中途解約する場合
 - (1) 管理組合は、解約日の6ヶ月前までに当社所定の解約申出書を提出するとともに、中途解約金を当社に支払う必要がある。
 - (2) この場合、EV 充電器及びその他電気設備等の譲渡、撤去（処分）に係る方法は、管理組合及び当社、双方協議の上、決定する。また、撤去（処分）に関する費用は

管理組合の負担とする。

- (3) 中途解約金の計算方法は、下記のとおり。

EV 充電器及びその他電気設備等の設置に要した実費／契約期間×契約残存月数

- (4) EV 充電器及びその他充電設備の設置工事途中での解約となった場合、当社が設置の為に要した実費及び第三者に支払った実費に、撤去費用を加えた金額とする。

2. 当社からの申し出により中途解約する場合

- (1) 当社は、解約日の 6 ヶ月前までに管理組合にその旨を書面にて通知する。
- (2) この場合、EV 充電器及びその他電気設備等の譲渡、撤去（処分）に係る方法は、管理組合及び当社、双方協議の上、決定する。また、撤去（処分）に関する費用は当社の負担とする。

第 6 条（会員登録の申し込みと会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、あらかじめ本規約等の内容に承諾の上、当社が所定の申込方法に必要な事項を記載し、申し込みを行う。
2. 本サービスの利用を希望するお客さまは、当該 EV 区画に駐車する EV の車検証又は購入申込書等の写しを、売主または管理組合（または理事会）に提出する。
3. 前項の申込みに対して当社において所定の審査を行い、当社が入会を承諾することで会員となり、登録をもって会員契約が成立する。
4. 会員となったお客さまには、会員契約通知書及び本サービスを利用するにあたってのガイド（以下、「本ガイド」という。）及びを発行する。
5. 会員契約通知書及び本ガイドには、専用 Web アプリの ID・パスワード、本サービス利用開始日等が記載され、会員は利用開始日から本サービスを利用できる。

第 7 条（会員契約の有効期間）

1. 会員契約は、利用開始日を起算日として、1 年間が経過した日までとする。
2. 契約満了月の 1 ヶ月前までに、会員から当社所定の解約申出書の提出がない限り、契約期間は 1 年毎の自動延長となる。
3. 当社が提供する電力提供サービスが終了する場合は、EV 契約、会員契約共に終了する。

第 8 条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を解除することができるものとする。

- (1) 本規約に違反したとき。
 - (2) 利用料金、その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。
 - (3) 会員が、EV 充電器及びその他電気設備等の当社資産を破壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
 - (4) 破産、民事再生の法的手続申し立てを受けたとき。
 - (5) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て、または滞納処分を受けたとき。
 - (6) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 会員は、本条第 1 項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。
 3. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとする。

第 9 条（会員契約の中途解約）

1. 会員は契約期間中に中途解約する場合、解約日の 1 ヶ月前までに当社所定の解約申出書を提出するとともに、中途解約金を当社に支払う必要がある。
2. 中途解約金の計算方法は、下記通り。
会員契約中途解約金＝「別表 1」の最低利用料金：3,300 円(税込)×契約期間残存月数

第 10 条（会員登録内容の変更）

1. 会員は、入会申込時に届け出た、氏名、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとする。

第 11 条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、基本料金と時間料金に分かれる。
2. 時間料金は、分単位で加算され、1 ヶ月の合計利用時間に応じて「別表 1」のとおり請求される。
3. 1 ヶ月の本サービスの利用が 0 分であった場合は、別表 1 記載の基本料金を請求する。
4. 利用料金は当社の指定する口座振替により支払う。
5. 利用料金は、毎月 1 日から同月末日までの「1 ヶ月」を利用料金の算定期間とする。
6. 利用開始時、契約満了時、及び解約時において、利用期間が月途中となる場合は、基本料金を日割り計算する。

第12条（本サービスの利用制限と一時停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、何らの通知、催告することなく本サービスの利用制限またはサービスの一時停止をすることができるものとする。
 - (1) 当社の会員に対する延滞債権が発生したとき。
 - (2) EV 充電設備の点検・修理・交換等、維持管理する上で、本サービスの利用制限又は本サービスの一時停止が必要と当社が判断したとき。
 - (3) 電力需給ひっ迫時において、本物件全体で、想定を上回る電力の使用が見込まれるとき。
 - (4) マンション全体が停電となり、EV 充電器及びその他電気設備等に電力の提供ができないとき。
 - (5) システムや通信等の障害が起こったとき。
 - (6) 本物件全体で、EV を同時に充電できる上限台数を超過したとき。
2. 上記(6)の場合、EV の充電は予約状態となり、前の利用者が充電を完了した段階で予約順により充電が開始される。
3. 本サービスの利用制限または一時停止がなされたのち、その原因となった事象が解消され、本サービスの提供再開を可能と判断した場合、当社はすみやかに本サービスの提供を再開する。

第13条（EV 区画の使用）

1. EV 区画内において、EV 利用者が存在しない間、当該区画の利用方法は EV 区画以外の平面駐車場（以下、「通常区画」という。）と同様とし、その利用方法の詳細は本物件のマンション管理規約及び駐車場使用細則に基づく。
2. EV 区画内駐車中のお客さまが、本サービスの利用を希望者する場合、本規約第6条の順に基づき会員となり、当社は、当該利用中 EV 区画に EV 充電器及びその他電気設備等を設置する。
3. 通常区画駐車場のお客さまが、本サービスの利用を希望する場合、以下の条件を満たす場合に、駐車区画の入れ替えが管理組合に了承され、本規約第6条の順に基づき会員となり、当社は、当該利用中 EV 区画に EV 充電器及びその他電気設備等を設置する。
 - ① EV 区画内に本サービスに利用していない区画がある。
 - ② 上記①の EV 区画利用中のお客さまと、本サービス利用希望のお客さま双方の同意が得られる場合。
4. その他、EV 区画使用に関する係の詳細は本物件のマンション管理規約集及び駐車場使用細則に従う。

第14条（本サービス利用上の注意と禁止行為）

1. 管理組合及び会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約及び本ガイドの内容を理解し承諾の上で、本サービスの利用を開始する。
2. 当社の許可なく EV 区画へ EV 充電器、EV 充電器以外の充電設備、及び蓄電設備等の設置を行ってはならない。
3. 当社の許可なく EV 充電器を利用して EV 以外の充電を行ってはならない。
4. 当社の許可なく EV 充電器及びその他電気設備等の移動を行ってはならない。
5. EV 充電器及びその他電気設備等の改造等、その他当社の充電データの採集の妨げに繋がる行為を行ってはならない。
6. 本サービスを利用できる車両は、会員登録した車両に限る。登録車両は、会員が日常的に使用する自家用車を対象としており、複数人が使用する社有車・営業車は対象外とする。
7. 当社は、車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとする。
8. 会員は、充電器等の故障により本サービスが利用できない場合でも、利用料金の返還、利用料金の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾する。

第15条（資産区分と維持管理）

1. EV 充電器及びその他充電設備の資産区分については、「別表2」の通り。
2. 管理組合は、EV 充電器及びその他電気設備等を設置等、本サービス提供の為に必要となる敷地、その他共用部分を当社に無償で使用させる。尚、EV 区画の駐車場代に対してはこの限りではなく、本物件の駐車場使用細則またはマンション管理規約に従って、各会員が管理組合に対し支払うものとする。
3. EV 充電器及びその他充電設備等について、管理組合及び会員は、所有権を侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。
4. 当社はEV 充電器及びその他電気設備等の保守点検等、運用・維持管理を行うものとし、管理組合及び会員はこれに協力する。
5. 管理組合及び会員は、EV 充電器及びその他電気設備等を善良な管理者の注意をもって使用・管理することとし、管理組合及び会員の責めによらない事由により毀損し修理が不可能な場合は、当社の負担によりこれを修理又は交換を行う。
6. 管理組合及び会員の故意又は過失によって、EV 充電器及びその他電気設備等が損傷もしくは本サービス業務の履行が困難になった場合は、管理組合及び会員は通常の損害を賠償する責任を負う。

第16条（不可抗力と免責）

1. 天災地変、暴動等当事者の合理的な支配を超える自然的もしくは人為的な事由により、により、EV充電器及びその他電気設備等を通してEVが故障するほどの過電流が流れ、EVが走行不能になった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。
2. 当社による本サービスの利用制限や一時停止により、EVに十分な充電を行えなかった場合、当社はこれによって発生した損害を補償しない。

第17条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、以下のアドレスのWEBページに本規約の変更内容を公開することにより、管理組合及び会員の下承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、管理組合及び会員はこれを承諾する。
URL：<https://nihondenryoku.co.jp/>
2. 当社は、必要に応じて、本サービスの利用条件等を変更することができるものとし、管理組合及び会員はあらかじめこれを承諾する。この場合、会員は、支払済みの利用料金の返還、利用料金の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾する。

第18条（専属的合意管轄）

1. 当社と管理組合及び会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2024年7月1日から効力を有する。

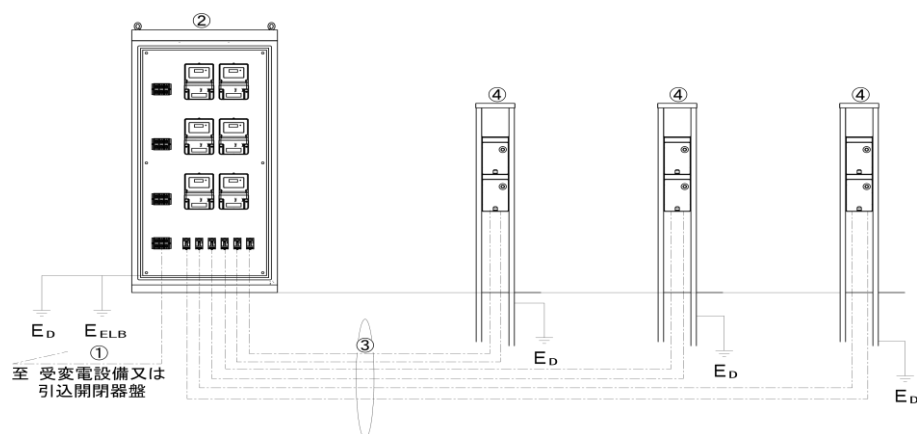
以上

<別表 1：会員利用料金>

項目（利用時間）	料金（消費税込）
～12 時間未満／月 利用	3,300 円／月 (内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 2,200 円)
12～24 時間未満／月 利用	4,400 円／月 (内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 3,300 円)
24～36 時間未満／月 利用	5,500 円／月 (内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 4,400 円)
36 時間以上／月 利用	6,600 円／月 (内訳：基本料金 1,100 円 時間料金 5,500 円)

<別表 2：資産区分>

	項目	管理組合 (事業主)	日本電力 (日本電力)
①	一次側配線（本工事）	○	
	一次側配線（引渡以降）		○
	同上配管	○	
②	EV 充電制御盤		○
	同上基礎（設置工事含）	○	
	配線関係接続工事（引渡以降）		○
	電力量計		○
③	二次側配線（引渡以降）		○
	同上配管	○	
④	EV 充電器		○
	同上基礎	○	



※図は資産区分を表すもので、EV 充電器の種類、設置数を表すものではありません。

■お客さまの個人情報の取扱いについて

当社では会員の個人情報の適切な保護をおこなうため、以下のように取り扱っておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1、個人情報の収集・利用について

本サービスを提供するために、お客さまのお名前、ご住所、電話番号等の個人情報を収集させていただきます。お客さまから収集させていただきました個人情報は、管理者を置いて適切に管理し、以下の目的に限定して利用させていただきます。

- ・本サービスの提供
- ・新サービスや新商品等のご案内
- ・その他本サービスの提供に必要な範囲内での利用

2、個人情報の第三者への提供および処理の委託について

お客さまの個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き第三者に提供いたしません。

本サービスの提供のために必要な処理を委託する場合

法令の規定に基づき、提供しなければならない場合

その他のお客さまの同意を得た場合

3、個人情報の開示・訂正等の請求について

お客さまの個人情報について、お客さま本人から所定の手続きにより開示請求があれば、原則として、その内容をお知らせします。また、お客さまの個人情報のないようについて誤りがある場合は、適宜訂正等させていただきます。

上記の取扱いについては、お客さまが本サービスの利用を申し込みされたことをもって、同意されたものとみなします。お客さまの個人情報の取扱いについてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】日本電力株式会社（あなぶきコールセンターによる一次受付）

フリーコール：0800-100-2110